



第6号様式（第12条関係）

亀岡市指令環推第37号

許 可 証

住 所 京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地

名 称 安田産業株式会社

代表者 代表取締役 安 田 奉 春

平成29年6月19日付け申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成29年6月30日

亀岡市長 桂 川 孝 裕



事業所の所在地 及 び 名 称	京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地 安田産業株式会社
取扱廃棄物の種別	ごみ
業 務 の 種 別	収集、運搬
営 業 の 区 域	亀岡市
許 可 期 間	平成29年7月1日から平成31年6月30日
許 可 条 件	1 清掃関係法令(条例・規則を含む)の規定を厳守すること。 2 廃棄物の収集運搬にあたっては清潔を旨とし、衛生的に処理すること。 3 その他当該職員の指示に従うこと。  上記の条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。